議案第84号

さいたま市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和3年6月9日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

さいたま市固定資産評価審査委員会条例(平成13年さいたま市条例第12号)の 一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(審査の申出)	(審査の申出)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 [略]	2 [略]
	3 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法
	人その他の社団又は財団であるときは代表者又は
	<u>管理人、総代を互選したときは総代、代理人によ</u>
	って審査の申出をするときは代理人)が押印しな
	ければならない。
<u>3</u> [略]	
<u>4</u> [略]	<u>5</u> [略]
<u>5</u> [略]	6 [略]
(審査申出人の口頭による意見陳述)	(審査申出人の口頭による意見陳述)
第7条 [略]	第7条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 前項の調書には、次に掲げる事項を <u>記載しなけ</u>	3 前項の調書には、次に掲げる事項を <u>記載し、意</u>
<u>ればならない。</u>	見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに
	署名押印しなければならない。
(1)~ (3) [略]	[略]
(market and	
(口頭審理)	(口頭審理)
第8条 [略]	第8条 [略]
$2 \sim 4$ [略]	2 ~ 4 [略]

ければならない。

 $(1)\sim(3)$ 「略]

6~8 [略]

9 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなけ 9 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審 ればならない。

(1)~(5) 「略]

(実地調査)

第9条 [略]

2 前項の調書には、次に掲げる事項を<u>記載しなけ</u> 2 前項の調書には、次に掲げる事項を<u>記載し、調</u> ればならない。

(1)~(4) [略]

(議事についての調書)

第10条 [略]

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなけ ればならない。

(1)~(4) 「略]

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しな 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、 提出者がこれに署名押印しなければならない。

(1)~(3) 「略]

6~8 [略]

理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに 署名押印しなければならない。

(1)~(5) 「略]

(実地調査)

第9条 [略]

査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに 署名押印しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ [略]

(議事についての調書)

第10条 [略]

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議 事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれ に署名押印しなければならない。

(1)~(4) 「略]

附則

この条例は、公布の日から施行する。